

M/A-COM テクノロジー・ソリューションズー見積及び販売に関する取引条件（日本国内向け）

本書（以下「本契約」という。）は、買主（以下「買主」又は「貴社」という。）と M/A-COM テクノロジー・ソリューションズ及びその関係会社（以下「売主」という。）間における、貴社の見積依頼及び購入に係る製品（以下「本製品」という。）及び役務（以下「本役務」という。）に関する取引条件を排他的に定めるものである。但し、貴社と売主との間に、売主からの特定の調達製品・役務に明示的に適用される現在有効な締結済みの取引基本契約が存在する場合は除く。本契約は、売主と買主の間で協議された、又は買主の注文書等の関連文書に定められた、本契約に定める取引条件に追加する又は矛盾する一切の取引条件に優先して適用される。

第 1 条（承諾）

本製品及び本役務に関する売主から買主に対する申込み（売主の見積書に基づくものとする。）と、買主の注文（以下「本注文」という。）に対する売主の承諾は、買主が、本契約に定める取引条件に同意することを条件とする。売主の書面による承諾がある場合を除き、本契約に定める取引条件を変更することはできない。買主による製品の受入は、出荷地点において、売主が出荷した時点で完了したものとみなされる。いかなる場合も、本製品には本ソフトウェア（以下に定義する。）又は未発売のパーツを含むとはみなされないものとする。

第 2 条（ソフトウェア）

2.1 本ソフトウェア

「本ソフトウェア」とは、本製品に組み込まれ、バンドルされ、又は包まれた実行可能コードの形態による一切のソフトウェアを意味する。本ソフトウェアは、何らの保証なく、現状有姿にて提供される。

2.2 ソフトウェアの所有権

買主は、売主が本ソフトウェア及びそのすべての派生物に係る一切の権利、権限、利益、及びこれらに関連するすべての知的財産権を単独かつ独占的に所有することを確認し、これに同意する。

2.3 ソフトウェアのライセンス

ソースコードによるソフトウェアのライセンスには、別途規定するソースコードのライセンスに関する条件が適用される。売主は、買主が第 2.4 項に定める制限に服することを条件として、買主に対し、本製品を組み込んだ買主の製品において、当該買主の製品とともに使用する目的に限り、実行可能コードの形式で本ソフトウェアを使用、複製及び配布するための、非独占かつ譲渡不可能な、ロイヤルティ無償の、全世界を対象とするライセンスを許諾する。

2.4 制限

2.4.1 サブライセンス

買主は、実行可能コードの形式に限り、かつ、本製品を組み込んだ買主の製品の販売又は賃貸の一環として行う場合に限り、買主の顧客に対し、本ソフトウェアのサブライセンスを許諾することができる。かかるサブ

ライセンスは、書面による契約によって行われなければならない。かかる契約書には、最低限、本第 2.4 項に規定される制限が含まなければならない。

2.4.2 買主は、派生物の作成、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング又はその他の方法により、本ソフトウェアに組み込まれた方法や概念を発見、公開しようとしてはならない。

2.4.3 買主は、サブライセンスが許可された本ソフトウェアの各複製物に、売主の著作権及び財産権の通知又は表示を付さなければならない。

2.4.4 買主に対し、(i) 独立型の製品としての本ソフトウェア又は本ソフトウェアの派生物、(ii) ソースコード形式による本ソフトウェアを配付する権利は許諾されないものとする。

第 3 条（保証）

3.1 本ソフトウェア及び未発売のパーツ（プロトタイプ、プレ・リリース及びサンプルのパーツを含む。）を除き、売主は、当初の出荷日から 12 か月間（以下「保証期間」という。）、売主が発行した最新の量産用の本製品の製品データシートに定める性能仕様（以下「本仕様」という。）に従って本製品が作動することを保証する。ただし、この保証は、次のいずれかに該当する本製品には適用されない。

- (i) 物理的又は電氣的に損傷又は誤用されたもの（売主のデータシートに示される環境、電源、動作パラメータの範囲外での使用によるものを含むがこれに限られない。）。
- (ii) 本製品上の商標が汚損又は消失したもの。
- (iii) 売主の事前の書面による承認なく、売主以外の者によって、改変又は修理されたもの。

3.2 買主は、保証期間内に不適合である本製品を返品する場合には、売主に対し、事前に書面による返品承認（以下「返品承認書」という。）を請求しなければならない。この保証に基づく請求は、保証期間内に売主に対して行われるものとし、同期間に売主により受領されなくてはならない。売主による返品承認書の発行は、売主に何ら修理又は交換義務を発生させせるものではない。

3.3 買主は、返品承認書の請求を行う場合、対象となる

本製品の種類及び数量、対象となる本製品に瑕疵又は不適合があると主張する理由を列挙し、当該本製品の動作条件及び使用期間に関して売主が合理的に要請するその他の情報を提供しなくてはならない。さらに、買主は、返品承認書の請求に際し、対象となる本製品の発注番号及び可能な場合には本製品の当初購入時の請求書番号を明記しなければならない。

3.4 買主は、返送する本製品を、最も実用的な方法により、運送費前払にて返送しなくてはならない。保証対象になると判断された本製品については、合理的な範囲内の返送費用は買主に払い戻されるものとする。売主は、返送される本製品に関連する梱包、検査、人件費又はその他の付随費用は一切支払わない。買主が別途要請しない限り、保証対象とならないと判断された本製品は、運送費受取人払にて、買主に返送されるものとする。

3.5 全ての場合において、売主による決定は最終的なものとする。売主によって本仕様に適合しないと判断された本製品に関する買主の救済は、売主の選択により、欠陥品又は不適合品である本製品の交換又は修理によって行われる。売主は、保証対象の本製品を交換又は修理することが経済的でないと判断した場合、その独自の判断により、当初の本製品の販売価格に基づく相応の金額を送金することができるものとし、当該送金額は、当初の本製品の販売価格に、残存保証期間に相当する割合を乗じて計算されるものとする。

3.6 前項の保証に従って本製品の交換を行う場合、その保証は、交換された製品に適用されるものとする。前項の保証に従って修理が行われた場合、保証の有効期間は、修理された本製品の出荷日から12ヶ月の期間から、当初の出荷日と売主が修理のために返品された本製品を受領した日までの期間を差し引いた期間とする。

3.7 不適合品である本製品についての売主の義務及び責任は、売主の費用負担にて、売主の単独での選択により、本製品を修理若しくは交換すること、又は返品を受け入れ、貴社が支払った範囲内で対象となる本製品の購入価格を貴社に返金することに限定されるものとする。**この保証は、書面、口頭、明示、黙示のいずれかを問わず、他のすべての保証に代わるものであり、買主のためにのみ提供されるものであって、譲渡することはできず、第三者のために提供されるものでもない。本条は、保証違反に対する買主の唯一の救済手段かつ売主の唯一の責任を定めるものである。**

3.8 本条又は本契約の定めにかかわらず、サンプル、プロトタイプ、量産開始前又は発売前の形式で出荷されたすべてのパーツ（売主により発行された確認書、請求書、出荷書類又はその他の書面において、売主によって「量産開始前のパーツ」、「量産開始前」、「サンプル」、「PPR」又はそのパーツ番号その他類似の表示により、そのように指定

されているか否かを問わない。）、及び、売主によってまだ一般に発売されていないすべてのパーツは、欠陥が含まれている可能性があり、欠陥を含む現状有姿にて一切の保証なしで提供される。売主はいつでも量産開始前のパーツのパーツ番号を、当該パーツの量産開始後のパーツ番号に変更する権利を有するものとし、変更した場合には、買主に通知するものとする。

第4条（引渡）

4.1 別途書面による明示的な合意のない限り、売主の出荷条件は、インコタームズ2000による製造工場渡し(Ex Works)とし、その時点で所有権も移転する。

4.2 売主は、戦争、火事、ストライキ、洪水又はその他の自然災害、事故、テロ行為、政府の優先事項又は規則、輸送遅延、原材料及び/又は物資の不足、その他売主が合理的に制御することができない原因によって生じる履行の遅延について、責任を負わない。本製品の出荷が買主の要求により遅れた場合、売主は、当該本製品について買主に代金を請求することができ、当該本製品についての危険は、売主による買主への出荷準備が完了した日に買主に移転する。

4.3 ダイの数量差異

本契約に基づき発注されるダイ製品について、買主に引き渡されるダイの数量は、使用されるウェハ上での歩留りに左右される。売主は、ウェハの歩留りによる差異を理由として、一方的に本注文におけるダイの要請数量を、10%増減した数量に修正することができる。その場合、売主は、買主の同意を得ることなく、当該修正された数量について代金を請求することができる。ウェハの歩留りによる差異が要請数量の10%を超える場合、売主は、当該数量のダイを出荷（及びその代金の請求）する前に、買主から同意を得なければならない。

4.4 出荷の日程変更は当事者間の合意によらなければならない。上記にかかわらず、売主の製品ラインは幅広いため、出荷の遅延を防止するためには、買主の発注と売主の生産スケジュールとの緊密な調整が必要である。したがって、買主が「ジャストインタイム」(JIT)の出荷をする取引先とされていない限り、売主は、売主が確認した日程前に出荷する権利を留保する。別途本契約に定めのない限り、売主は、本契約に基づき提供されるすべての商品を、一括で出荷するか、又は本契約に定める出荷期間内に各パーツ若しくはロット別に都度出荷することができる。売主が、表面に記載される商品の全数量を出荷しなかった旨の請求は、相当な注意をもって、調査及び調整されるものとする。

第5条（支払）

5.1 買主は、対象となる売主の見積書又は請求書に記載

された支払期限までに、かかる見積書又は請求書に記載された代金を支払う。別途売主及び買主による書面による明示的な合意がない限り、すべての支払いは日本円により、売主の指定した方法に従って支払われるものとする。買主の支払の履行に伴って発生する銀行手数料（もしあれば）は、買主の負担とする。

5.2 買主は、売主に対する請求権を主張して、支払を留保してはならない。買主が請求書又は出荷製品に係る支払を遅滞した場合には、売主は、他の救済手段に加えて、本注文を取り消すか、引渡しを留保することができる。

5.3 売主の見積り又は請求書の価格のほか、公的機関により本取引に課せられる税金、関税又はその他のすべての費用は、買主の負担とする。売主がかかる税金、関税又はその他の費用を負担した場合、買主は、これらを売主に払い戻さなければならない。

5.4 買主は、支払を遅延した場合、売主の請求に応じ、遅延金額の回収に当たって生じたすべての関連する回収費用、裁判費用及び弁護士報酬とともに、適用される法律により認められる上限利率による遅延損害金を売主に対して支払うことに同意する。

第 6 条（取消）

6.1 いずれかの当事者が本契約に定める条件、条項、義務、約束、誓約又は責任に違反した場合、相手方当事者は、不履行当事者に対して、当該不履行について書面により通知するものとする。履行当事者が通知の受領後 60 日以内に当該不履行を是正しない場合、相手方当事者は書面による取消通知を送付することにより、本注文を取り消すことができる。また、相手方当事者について、債務超過、支払不能、買主又は売主の国において適用される破産法その他の法律の規定に基づく破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類する倒産手続開始の申立て、債務整理の合意若しくは和解、又は清算手続の開始のいずれかの事由が生じた場合、いずれの当事者も、書面による通知を相手方当事者に送付することにより本注文を取り消すことができる。本注文が取消された場合でも、いずれの当事者も、当該取消以前に発生している本契約に基づく義務を免除されない。本条に基づく買主による本注文の取消は、売主によるすべての本契約の違反に対する買主の唯一の排他的な救済手段とする。

6.2 売主が承諾した本注文は、確認された出荷日の 30 日前までに書面で通知した場合に限り、買主の都合により取り消すことができる。買主の都合により本注文が取り消された場合、すべての完成済みの製品の販売価格、すべての仕掛品、本製品のために購入されたすべての原材料（納期が長い品及び／又は汎用品を含む。）の費用、合理的な利益、本注文を履行する目的のために売主が行ったその他のあらゆる誓約又は費用負担について、買主が責任を負う

ものとする。いかなる場合も、本項に基づく買主の責任は、取り消された本注文に対応する部分の合計価格を上限とする。

第 7 条（準拠法及び輸出管理）

7.1 本契約及び本契約に基づく本製品の販売は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとし、抵触法の規定及び国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されない。本契約に定める取引条件に関する売主の権利放棄は、継続するものとはみなされず、当該権利放棄の対象となる事項に限り適用されるものとする。売主による不履行事由が発生した後 1 年以上経過した場合は、買主はいかなる法的措置（訴訟提起を含む。）をとることもできない。

7.2 買主は、本製品が、適用されるすべての法律及び規則（輸出管理及び武器取引にかかる法律及び規則を含む。）の適用を受けることを理解しており、これには、米国の輸出管理規則（以下「EAR」という。）又は国際武器取引規則（以下「ITAR」という。）が含まれる可能性がある。買主は、米国法に対する違反は厳格に禁止されることを確認する。M/A-COM 製品は、米国政府機関によって禁止又は制限対象として指定された者又は企業に販売、輸出又は再輸出されてはならない。M/A-COM 製品の販売又は再譲渡は、米国政府によって禁止されている禁輸対象国に行ってはならない。M/A-COM 製品は、法律により、核、生物又は化学兵器の調査、設計、開発、製造、試験、使用又は備蓄、一定のミサイル技術及び中国での一定の最終的軍事利用など、一定の活動に関連して使用されることが禁止され、その詳細は EAR の第 744 部に規定されているとおりである。

7.3 「ITAR」と表示されている本製品は、ITAR の規制対象である。これは、当該製品の輸出又は再輸出を行うため、又は当該製品を米国内若しくは外国のいずれに所在するかを問わず、外国人に譲渡するためには、米国国務省からの承認が必要であることを意味する。「ECCN 3A001」と表示された本製品は、ECCN の 3A001 が付与されている。これは、当該製品を一定の米国以外の目的地に輸出又は再輸出するためには、米国商務省からの許可が必要であることを意味する。輸出規制リストのセクション 3A001 の要件の詳細は、<http://www.bis.doc.gov> に掲載されている。貴社は、貴社の責任において法令遵守義務を確認し、すべての適用法律及び規則を遵守する。

第 8 条（不可抗力）

ストライキ、伝染病、天災、戦争、暴動、テロ行為、その他の売主が制御することのできない状況及び適用法に基づき一般的に認められるその他の不可抗力事由（以下「不可抗力」という。）が生じた場合、当該不可抗力によ

って売主による契約上の義務の全部又は一部の履行が妨げられている範囲に限り、売主は、本注文に基づく契約上の義務の履行を免除される。かかる場合、売主は買主に対して不可抗力の状況及び当該状況の継続が予測される期間を通知するものとする。いかなる場合も、売主は、不可抗力事由が継続する期間中の契約上の義務の不履行又は履行遅延に関連する請求について、責任を負わないものとする。

第 9 条（税金及び輸入関税）

売主による明示的な書面による同意がない限り、本契約により提供又は販売される本製品、書類又は情報の外国への輸入に関して請求又は賦課されるあらゆる形態のすべての関税、義務、税金又はその他の料金は、買主の負担とし、買主によって支払われるものとする。

第 10 条（特許に関する補償）

10.1 売主は、売主の費用負担において、買主に対して提起された売主の本製品による特許の侵害に対する請求に基づく訴訟における防御活動を行う。売主は、買主より当該訴訟又は請求について遅滞なく通知が行われ、その防御及び和解の指揮権が単独で売主に与えられる限り、当該訴訟又は請求から生じるすべての判断又は和解につき、買主を補償し、免責する。買主は、売主により合理的に要求される当該訴訟又は請求に関連するすべての情報を売主に提供するとともに、売主に協力する。

10.2 本製品が侵害品と判断され、本製品の使用が禁止された場合、売主はその選択により、買主が本製品を引き続き使用するための権利の確保、当該本製品を、権利を侵害しない本製品へ交換、当該本製品が侵害品に該当しないように修正、又は買主に対する当該本製品の購入価格の払い戻しのいずれかを行うものとする。

10.3 前 2 項にかかわらず、売主は買主に対して、以下のいずれかに基づく特許侵害又はそれに関する請求については責任を負わないものとする。

- (i) 売主から提供されていない物との組み合わせによる本製品の使用であって、当該組み合わせがなされなければ、特許侵害又は関連する請求が生じなかった場合。
- (ii) 売主が買主の設計又は仕様に従った場合。
- (iii) 売主の指示によらず本製品が修正された場合。
- (iv) 特許を侵害すると主張されている型式の本製品の使用であって、買主が利用可能な異なる型式の本製品を使用することによって当該特許侵害の主張を回避できた場合。
- (v) 買主の故意による場合。
- (vi) 売主が、業界の基準又は所有物に相応する基準に従った場合。

(viii) 売主から事前に書面による同意を得ることなく買主によって行われた和解又は譲歩の場合。

これらは、特許侵害に対する売主の全責任及び買主の唯一かつ排他的な救済手段を定めたものであり、他のすべての明示的又は黙示的な保証に代わるものである。

第 11 条（データ及び知的財産権）

11.1 売主が買主に開示するすべての図面、仕様、技術データ又はその他の情報は、売主の所有とする。買主は、買主自身の同等の機密情報を保護するのと同じ方法により（但し、合理的な程度の注意を下回ってはならない）、これらを保護するものとする。買主は、これらのデータを第三者（買主の関係会社を含む。）に開示してはならず、売主が意図する目的以外の目的のために使用しないことに同意する。

11.2 当事者が所有する知的財産権に関するいかなる権利又はいかなる種類のライセンスも、相手方当事者に譲渡されたとみなされることはない。

11.3 別途売主が書面により明示的に定めない限り、本製品の販売に関連して売主が実施する作業について買主に請求される可能性がある、一時払いの技術料金及びこれに類するすべての料金（金型費、一部の作成料金、設計又はデザイン料、設定又は据付料金など。）は、売主に生じる費用の一部を示しているに過ぎない。買主は、かかる料金の支払によって、図面、設計、発明若しくは知的財産権、金型、又はその他の有形財産についての権利、権原、利益、又はライセンス（明示又は黙示であると問わない。）を取得することはない。

第 12 条（試験データ）

本契約に特に定めのない限り、品質検査及び試験データは販売価格に含まれない。買主から特に要請があった場合には、買主の費用負担において、売主による品質検査及び試験データの提供が行われる場合がある。

第 13 条（紛争）

買主と売主は、本注文に基づき生じるあらゆる紛争又は意見の相違（以下「紛争等」という。）について、紛争等を解決する権限を有し、本注文の事務を直接担当する者よりも上級レベルの各当事者の経営者間の交渉によって速やかに解決するよう誠実に努力するものとする。紛争等について、買主及び売主の双方が満足する解決がなされない場合、紛争等については、日本法に従い、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（一定の損害の除外；責任の制限）

本契約に含まれる他の規定にかかわらず、(a) 保証・契約違反、補償請求、不法行為（過失による場合を含む。）

その他のいかなる根拠に基づく請求であるかを問わず、本契約に基づく売主の買主に対する責任総額は、請求の原因となった本注文に基づき購入された対象製品について売主に支払われた金額を上限とし、(b) いかなる場合も、本注文又は本製品に起因又は関連する間接損害、特別損害、付随的損害又は派生的損害（逸失利益、ビジネスの損失、機密又はその他の情報の喪失、ビジネスの中断、人身障害、プライバシーの喪失、誠実義務又は合理的な注意義務を含む義務の不履行、過失及びその他の金銭的又はその他のあらゆる損失についての損害を含むがこれらに限らない。）については、売主がかかる損害が生じる可能性を認識していた場合であっても、売主は一切責任を負わない。

第 15 条（譲渡）

いずれの当事者も、相手方当事者から書面による同意を得ることなく、本契約を譲渡することはできない。ただし、かかる同意は、不当に留保又は遅延されてはならない。これにかかわらず、売主は、買主の同意を得ることなく、本契約及び本注文の全部又は一部を、(a) 関係会社若しくは子会社、又は(b) 合併、資本再編、組織変更、統合、その他の企業結合、売主の事業の全部又は一部の譲渡が行われた場合の相手方となる第三者に対し、譲渡することができる。